

厚生労働省における人材確保・育成施策

(社会保険等未加入対策の推進等に関する説明会資料)

- 【資料 2 - 1】 第 9 次建設雇用改善計画概要
- 【資料 2 - 2】 建設労働者確保育成助成金の概要
- 【資料 2 - 3】 平成 28 年度建設労働者確保育成助成金の改正概要
- 【資料 2 - 4】 雇用管理研修のご案内
- 【資料 2 - 5】 コミュニケーションスキル等向上コースのご案内
- 【資料 2 - 6】 雇用管理改善促進事業実践コース（建設分野）

平成 28 年 8 月 29 日

厚生労働省

計画の背景

- ◇ 景気回復、大震災からの復興需要、国土強靱化の推進、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等により、**建設投資が近年増加傾向**
- ◇ 雇用情勢が着実に改善する中、建設関連職種の有効求人倍率が上昇、企業の雇用不足感の高まりなど、**人材不足の状況**
- ◇ これまでの長期にわたる建設投資の減少の下、
 - ◆ 建設労働者の高齢化が進展する中で、新規学卒入職者が減少する等、**将来を担う技能労働者の不足が懸念**
 - ◆ 重層下請構造やダンピング受注等の影響により、**雇用環境の改善が停滞**
- ◇ 人口減少や急激な少子高齢化による**労働力の大幅な減少等が建設産業の持続的な発展への悪影響となるおそれ**

計画の課題

建設産業が、今後についても、社会資本や産業基盤を造成・維持し、国民の安全・安心な生活と財産を守り、我が国の産業の活性化に貢献していくためには、建設産業の持続的な発展が不可欠である。

このためには、他産業に比べて著しく高齢化が進展している状況や雇用改善が立ち遅れている状況に鑑みて、**若者が展望をもって安心して生き活きと働ける魅力ある職場づくりを推し進めることを課題とし、若年技能労働者等の確保・育成、魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備、職業能力開発の促進、技能継承を最重点事項として、施策を推進していくこととする。**

課題(テーマ)

若者が展望をもって安心して生き活きと働ける魅力ある職場づくりの推進

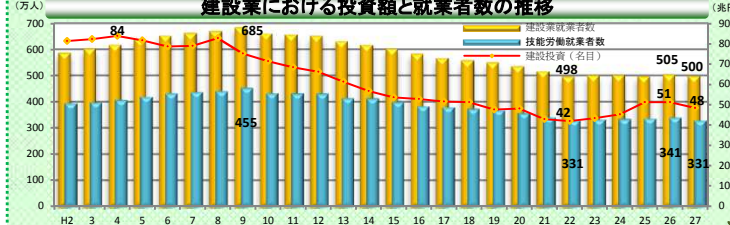
施策の最重点事項

- ① 若年者等の建設業への入職・定着促進による技能労働者の確保・育成
- ② 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備
- ③ 職業能力開発の促進、技能継承

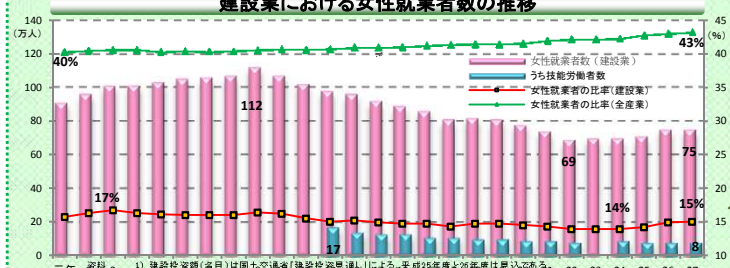


建設経済・建設労働者の動向

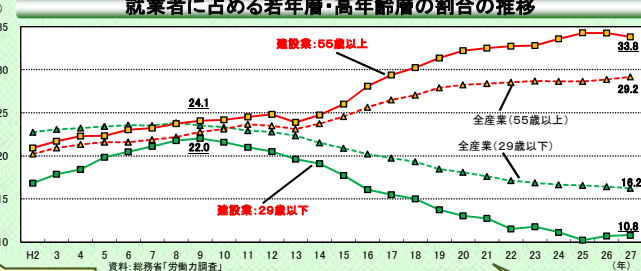
建設業における投資額と就業者数の推移



建設業における女性就業者数の推移



就業者に占める若年層・高齢層の割合の推移



建設労働者を取り巻く現状



建設投資の減少
就業者の減少

低い女性就業者の割合

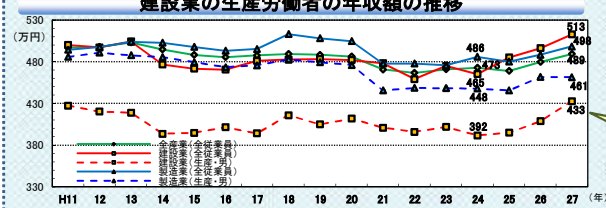
高齢化による
将来の担い手
不足の懸念

人材不足
特に躯体職種と
専門技術職

高い離職率

建設労働者の労働条件等の動向

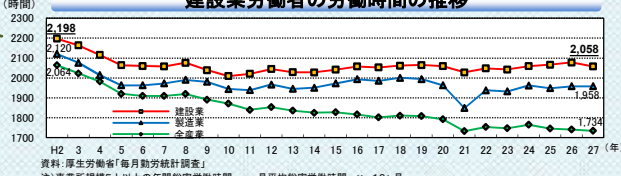
建設業の生産労働者の年収額の推移



長い労働時間

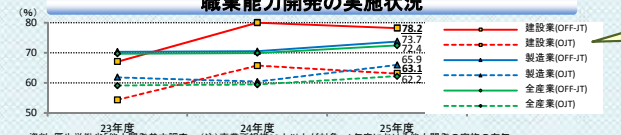
建設生産労働者の
低い年収

建設業労働者の労働時間の推移



高い労働災害
発生率

職業能力開発の実施状況

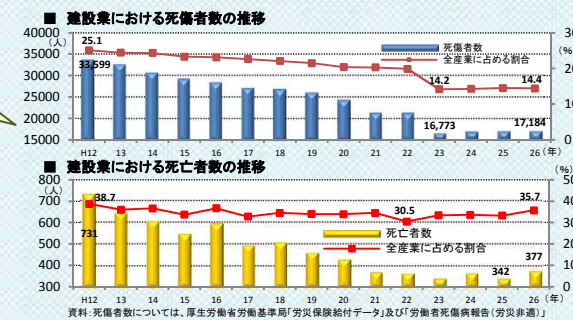


比較的高い
能力開発の取組

建設業の週休二日制の導入状況

| | 建設業 | 全産業 |
|-------------------|---------------|---------------|
| 完全週二日制(括弧内は平成13年) | 40.0% (23.6%) | 50.7% (33.6%) |

建設業における労働者災害の発生状況



資料: 死者数については、厚生労働省労働基準局「労災保険給付データ」及び「労働者死傷病報告(労災非通)」死亡者数については、厚生労働省労働基準局「死亡災害報告」※注 震災に係る件数は除く。

施策の基本的事項

1 若年者等の建設業への入職・定着促進による技能労働者の確保・育成

- (1) 若年労働者の確保・育成
 - ▶ 建設業の魅力の発信、その関心の喚起のための取組
 - ▶ ハローワークによるマッチング支援
 - ▶ 若年労働者を育成する職場風土の醸成のための支援
- (2) 女性労働者の活躍の促進
 - ▶ 仕事と家庭の両立や女性のキャリアアップ促進のための就労環境の整備
 - ▶ 男女別トイレの設置等職場環境の整備のための支援
- (3) 高齢労働者の活躍の促進

2 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備

- (1) 建設雇用改善の基礎的事項の達成
 - ▶ 雇用関係の明確化に向けた取組
 - ▶ 長時間労働の改善のための労使の自主的な取組への重点的な指導
 - ▶ 完全週休2日制の普及に向けた段階的な取組としての4週8休制の導入等の促進
 - ▶ 労働保険及び社会保険の一層の適用促進
- (2) 労働災害防止対策の推進
 - ▶ 労働災害防止計画等を踏まえ、建設業における総合的な労働災害防止対策の推進



3 職業能力開発の促進、技能継承

- (1) 事業主等が行う職業能力開発の促進
 - ▶ 認定職業訓練、技能実習の実施の促進
 - ▶ 公共職業能力開発施設等における建設労働者の訓練の実施
 - ▶ 資格、教育訓練、処遇を関連づけたキャリアパスの検討への支援
 - ▶ 多能工化に資する職業訓練の推進
- (2) 労働者の自発的な職業能力開発の促進
- (3) 熟練技能の維持・継承及び活用
 - ▶ 各種大会を通じた技能の魅力・重要性の啓発
 - ▶ 熟練技能労働者による技能講習等
 - ▶ 技能労働者が不足する職種等についての教育訓練の取組への促進
 - ▶ 高齢者の技能指導方法等向上のための訓練の促進

4 雇用改善推進体制の整備

- (1) 建設事業主における雇用管理体制等の整備
- (2) 事業主団体における効果的な雇用改善等の推進
- (3) 地域の実情を踏まえたきめ細かな雇用改善の推進
- (4) 建設労働者確保育成助成金制度の活用等
- (5) 関係行政機関相互の連携の確保等
- (6) 雇用改善を図るための諸条件の整備
 - ▶ 労務関係諸経費の確保、適切な工期の設定等
 - ▶ 公共工事におけるダンピング対策の強化、施工時期の平準化等



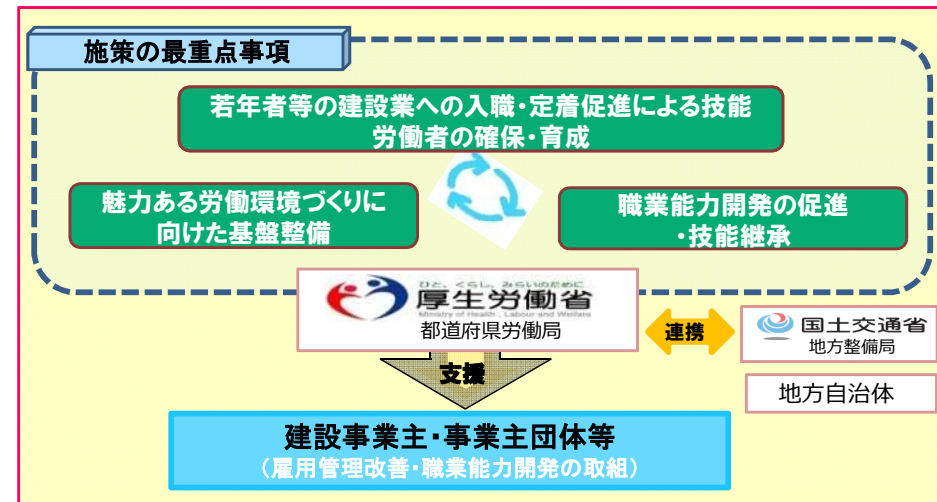
5 円滑な労働力需給の調整等による建設労働者の雇用の安定等

- 建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営の確保等
 - ▶ 制度の趣旨に沿った適切かつ効果的な事業運営の確保

6 外国人労働者への対応

- ▶ 外国人労働者の就労環境の整備
- ▶ 不法就労等の防止
- ▶ 東京オリンピック・パラリンピック等の建設需要に対応するための緊急かつ時限的な外国人材の活用

「魅力ある職場づくり」の推進体制



事業主による「魅力ある職場づくり」の効果(イメージ)



建設産業の活性化、持続的発展

建設労働者確保育成助成金の概要

H28予算額 50億円

資料2-2

◆ 認定訓練の実施を支援

経費助成 補助対象経費の1/6
賃金助成 日額 5,000円

職業能力開発促進法に規定する認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合に助成

◆ 技能実習の実施を支援

経費助成 中小9割（委託は8割、被災三県は10割）
中小以外5割 ※女性を対象とする場合のみ
賃金助成 中小 8,000円（日額）

若年労働者の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合に助成

- 安衛法に基づく特別教育や教習及び技能講習
- 能開法に規定する技能検定試験のための事前講習
- 建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習
- 施工管理に関する技術検定の講習
- 技能継承のための指導者養成実習
- 上記以外の建設工事に直接関連する実習 など

◆ 雇用管理制度の導入を支援

制度導入助成 各制度ごと10万円 (1)
目標達成助成 定着改善60万円 (2)
+入職改善60万円 (3)

若年労働者の入職や定着を図るため、就業規則や労働協約を変更することにより雇用管理改善につながる制度（①評価・処遇制度、②研修制度、③健康づくり制度、④メンター制度）を新たに導入し、実際に適用した場合に助成

(1) 整備計画期間内に雇用管理制度を新たに導入・実施
⇒ ①～④の区分単位で10万円を助成

(2) 計画期間終了後1年間の離職率改善が目標を達成
⇒ (1)の助成に加え、60万円を助成

(3) 計画期間終了後1年間の若年入職者が目標を達成
⇒ (1)(2)の助成に加え、60万円を助成

職場定着支援助成金
(個別企業助成コース)

建設労働者確保
育成助成金

◆ 登録基幹技能者の処遇向上を支援

1人10万円（最大3年まで）

若年労働者の入職や定着を図るため、就業規則や労働協約を変更することにより登録基幹技能者の賃金テーブルまたは資格手当を年間3%以上かつ15万円以上引き上げ、実際に適用した場合に助成

◆ 若年者及び女性に

魅力ある職場づくり支援

経費助成 中小2/3
中小以外1/2

若年労働者及び女性労働者の入職や定着を図るため、「若年者及び女性労働者に魅力ある職場づくり」につながる取組を実施した場合に助成

(事業主) 200万円を上限

- 現場見学会や体験実習、インターンシップ等の建設業の魅力を若者に伝える取組 など
- 建労法に基づき雇用管理を行う雇用管理責任者の知識の取得及び向上への取組 など
- 優良な女性労働者に対する表彰制度 など

(事業主団体) 団体の規模に応じて上限1千万円または2千万円

- 調査・事業計画策定事業
事業推進委員会を開催し、具体的な事業計画を策定
- 入職・職場定着事業
若年者及び女性の入職や定着に係る諸問題の改善を図る取組
(学生や教員に対する現場見学会や体験学習など魅力を伝える取組、評価・処遇制度や時短・休暇制度の普及、技能や雇用管理の表彰実施、妊娠・育児やキャリアアップに係る情報交換会の開催、熟練技能継承のためのDVD作成 など)

◆ その他

広域的な職業訓練の推進活動や、建設現場の女性専用トイレ・更衣室の整備、被災三県における作業員宿舎等の確保に対する助成を実施

平成28年度予算 建設労働者確保育成助成金の充実

建設分野では、長期の建設投資の減少により若年入職者の減少と高齢化が急速に進展し、東京五輪や復興需要への対応、地域のインフラ整備や災害対策への影響が懸念され、将来の担い手の確保が喫緊の課題となっている。加えて、女性の活躍を推進する観点から、他産業に比べて活躍が進んでいない女性技能労働者の入職・定着を促進することが重要である。

「将来の担い手・技能労働者の確保育成」と「女性の活躍促進」を強力に推進するため、建設労働者確保育成助成金の助成メニューを拡充

将来の担い手・技能労働者の確保・育成

○ 登録基幹技能者の処遇向上支援(整備助成)

若者にとって建設業を魅力ある職場にするため、将来の道標(=キャリアパス)を見える化することが重要。

⇒ 技能労働者のキャリアパスの最上級に位置付けられている「登録基幹技能者」の賃金等の処遇を向上させた場合に助成

【支給額】

対象者一人当たり 30万円(1年目10万円、2年目10万円、3年目10万円)

○ 熟練技能の円滑な継承の支援(経費・賃金助成)

建設現場において、若年労働者等に対して、従来の「見て覚える」指導法ではなく、より分かりやすい指導技法の習得が必要

⇒ 建設技能の指導者養成のための訓練コースに助成

女性の活躍促進

○ 女性専用の作業員施設等整備の支援(経費助成)

女性が建設業で活躍するには、建設工事現場における男女別のトイレや更衣室等の基本的な就労環境の整備が重要。

⇒ 建設現場において女性が働きやすい環境(=女性専用の作業員施設)を賃借により整備した場合に助成(助成率2/3)

【対象事業主】 中小企業の元請け建設事業主

【助成対象例】 トイレ、更衣室、シャワー室 等

○ 女性の技能習得・職域拡大の支援(経費助成)

女性が建設業で活躍するには、女性労働者の職域拡大やそのための建設技能習得が重要。

⇒ 女性労働者の人材育成を行う中小企業以外の建設事業主を助成対象に追加(助成率1/2)

<その他>

○ 雇用管理制度コース(整備助成)のうち制度導入助成・目標達成助成(定着改善)について職場定着支援助成金(個別企業コース)と統合

※ 目標達成助成(入職改善)は現行どおり建設労働者確保育成助成金より支給

○ 新分野教育訓練コース(経費・賃金助成)の廃止

平成28年度「建設労働者確保育成助成金」の改正概要

「建設労働者確保育成助成金」は、建設労働者の雇用の改善や職業訓練などを実施する建設事業主や建設事業主団体に対して、経費や賃金の一部を助成する制度です。

若年労働者の確保・育成と女性労働者の活躍の推進などを目的として、**平成28年4月1日から**助成内容や手続きの一部について、下記のとおり改正を行っておりますのでご注意ください。

※詳しくは、パンフレットをご覧ください。

<主な改正内容>

★マークは新規または拡充

| コース | | 現 行 | 改正内容 |
|------------------------|---------------|--|---|
| 認定訓練コース (賃金助成) | 年度上限額 | なし | 1事業所あたり1,000万円 ^{※1} |
| 技能実習コース (経費助成) | 助成対象の実習内容 | 技能等の習得に関する実習 | ①技能等の習得に関する実習 |
| | | 技術検定に関する講習(通学・通信) | ②技能等の指導方法改善に関する実習 ^{※2} ★ |
| | 対象者と助成割合 | 中小建設事業主・団体 [助成率8~9/10] | 技術検定に関する講習(通学のみ) ^{※2} |
| | 1回の限度額 | 1人あたり20万円 | ①中小建設事業主・団体 [助成率8~9/10] ②中小建設事業主・団体以外 [助成率5/10] ^{※2} ★ (②は女性労働者を対象とする場合のみ) |
| | 修了条件 | なし | 1人あたり10万円 ^{※2} |
| 添付書類 | 賃金台帳は必要に応じて提出 | カリキュラムの7割以上の修了が必要 ^{※2} | |
| 技能実習コース (経費助成・賃金助成) | 年度上限額 | なし | 経費助成のみでも賃金台帳などの提出が必須 ^{※2} (実習期間中の賃金の支払いを確認します) |
| 雇用管理制度コース | 対象制度と助成額 | 【本助成金の対象】 ①制度導入助成 ②目標達成助成(離職率改善) ③目標達成助成(入職率改善) | 1事業所あたり経費助成・賃金助成 あわせて500万円 ^{※2} |
| | | | 【本助成金の対象】 ③目標達成助成(入職率改善) ^{※3} |
| 登録基幹技能者 処遇向上コース | | 新規助成メニュー★ | (注)左記①と②は「職場定着支援助成金(個別企業助成コース)」に統合され、③は①と②の支給決定を受けた建設事業主が入職率目標も達成した場合に助成 ^{※3} |
| | | | 中小建設事業主が雇用する登録基幹技能者の賃金テーブルまたは資格手当を増額改定した場合に助成 |
| 女性専用作業員 施設設置コース | | 新規助成メニュー★ | 【主な要件】 ①賃金テーブルの増額 ・基本給単価を3%以上増額 ・年間の基本給を3%以上かつ15万円以上増額 ②登録基幹技能者手当の増額 月額12,500円以上かつ年間15万円以上増額 (注)①②いずれの場合も、年間の賃金総額も15万円以上増額していることが要件 |
| | | | 【助成額】 登録基幹技能者1人あたり年額10万円 (注)2年目、3年目も同様に増額改定する場合はそれぞれ年額10万円を助成 |
| 新分野教育訓練コース | | - | 中小元方建設事業主が自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を整備した場合に助成 【対象施設】 トイレ・更衣室・シャワー室・浴室 【助成額】 施設の賃借料の2/3 (注)年間上限額1事業所あたり60万円 |
| | | | 平成28年3月31日計画届受理分をもって廃止 |

※1 平成28年4月1日以降に実施される認定訓練と技能実習から適用されます。

※2 平成28年4月1日以降に提出される計画届に基づく技能実習から適用されます。

※3 平成28年3月31日までに提出された雇用管理制度コースの計画届分は、①と②ともに本助成金によって支給されます。



建設業の皆さまへ

近畿版

受講料無料

建設業で選任義務のある「雇用管理責任者」のための研修です

雇用管理研修のご案内

主催 ▶ 株式会社 労働調査会

受講料 ▶ 無料(テキスト配布) 対象者 ▶ 雇用管理責任者や責任者を補佐する立場の方など

「建設労働者雇用支援事業」(厚生労働省職業安定局委託事業)では、
”建設労働者の雇用の改善等に関する法律” (建設労働者雇用改善法) に基づき、
下記の2つの講習を全国で無料で行います。

研修コース ▶ ※終了後、修了証を交付いたします。

※詳細なカリキュラムは下記特設サイトをご覧ください。

| | |
|--|---|
| <p>基礎講習</p> <p>建設業の雇用管理の基礎を確認したい</p> <p>労働者の募集、雇い入れ、配置から退職に至るまでの雇用管理に必要な知識を習得する。</p> <p>・雇用管理総論・募集・採用・配置 ・社会保険・雇用保険・就業規則 など</p> | <p>コミュニケーションスキル等向上コース 新設</p> <p>若年者の職場の定着率を高めたい</p> <p>相談しやすい若手先輩職員が少ない若年労働者と、熟練労働者が円滑なコミュニケーションを取りながら働くことのできる環境づくりの手法や、技術や技能を習得する前に離職する若者の多い建設業の職場におけるモチベーションの維持・向上の手法を習得する。</p> |
|--|---|

その他 ▶ テキストは当日配布となります。／昼食は各自ご用意願います。

申込み

雇用管理研修

検索

WEB :
特設HP「雇用管理研修」
(<http://koyoukanri.chosakai.ne.jp/>)より
お申込み頂けます。



お申込み地域を選択

開催日程一覧ページから
直接お申込みフォームに
ご入力頂けます。

FAX : 裏面の申込書にご記入の上、
(FAX:03-3915-7033) に送信願います。

【お問い合わせ先】(株)労働調査会 雇用管理研修事業部

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 TEL : 03-3918-5517 FAX : 03-3915-7033 e-mail : koyoukanri2@chosakai.co.jp

「建設労働者確保育成助成金」: 助成対象の要件等は最寄りの都道府県労働局、ハローワーク等へお問い合わせください。

(株)労働調査会 雇用管理研修事業部 行

この用紙に必要事項をご記入の上、FAX:03-3915-7033 まで、ご送信ください。

雇用管理研修申込書

申込日：平成 年 月 日

| | 開催日 | 内容 | 会 場 | 時 間 |
|---|---|---|--|--|
| 滋賀県 | <input checked="" type="checkbox"/> 10/13 (木) | <input checked="" type="checkbox"/> 彦根市 | ひこね燦ばれす (25-1-1) <input checked="" type="checkbox"/> | 9:00~16:00 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 10/14 (金) | <input checked="" type="checkbox"/> 大津市 | (公社)滋賀労働基準協会 (25-1-2) <input checked="" type="checkbox"/> | 9:00~16:00 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 11/4 (金) | <input checked="" type="checkbox"/> 大津市 | (公社)滋賀労働基準協会 (25-1-3) <input checked="" type="checkbox"/> | 9:00~16:00 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 11/25 (金) | <input checked="" type="checkbox"/> 大津市 | (公社)滋賀労働基準協会 (25-2-1) <input checked="" type="checkbox"/> | 13:00~16:30 |
| 京都府 | <input checked="" type="checkbox"/> 10/7 (金) | <input checked="" type="checkbox"/> 京都市 | 京都府中小企業会館 (26-1-1) <input checked="" type="checkbox"/> | 9:30~16:30 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 11/10 (木) | <input checked="" type="checkbox"/> 福知山市 | 福知山市企業交流プラザ (26-1-2) <input checked="" type="checkbox"/> | 9:30~16:30 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 12/12 (月) | <input checked="" type="checkbox"/> 京都市 | 京都府中小企業会館 (26-1-3) <input checked="" type="checkbox"/> | 9:30~16:30 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 1/23 (月) | <input checked="" type="checkbox"/> 京都市 | 京都府中小企業会館 (26-1-4) <input checked="" type="checkbox"/> | 9:30~16:30 |
| | 開催予定 | <input checked="" type="checkbox"/> | 調整中 | 調整中 |
| 大阪府 | <input checked="" type="checkbox"/> 9/14 (水) | <input checked="" type="checkbox"/> 大阪市 | エル・おおさか (27-2-1) <input checked="" type="checkbox"/> | 13:00~16:30 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 10/12 (水) | <input checked="" type="checkbox"/> 大阪市 | 大阪南労働基準協会会館 (27-1-2) <input checked="" type="checkbox"/> | 9:30~16:30 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 10/14 (金) | <input checked="" type="checkbox"/> 大阪市 | エル・おおさか (27-2-2) <input checked="" type="checkbox"/> | 13:00~16:30 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 11/4 (金) | <input checked="" type="checkbox"/> 大阪市 | エル・おおさか (27-1-3) <input checked="" type="checkbox"/> | 9:30~16:30 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 12/7 (水) | <input checked="" type="checkbox"/> 大阪市 | エル・おおさか (27-1-4) <input checked="" type="checkbox"/> | 9:30~16:30 |
| 兵庫県 | <input checked="" type="checkbox"/> 9/21 (水) | <input checked="" type="checkbox"/> 姫路市 | 姫路建設会館 (28-1-1) <input checked="" type="checkbox"/> | 9:30~16:30 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 9/23 (金) | <input checked="" type="checkbox"/> 神戸市 | 神戸市勤労会館 (28-1-2) <input checked="" type="checkbox"/> | 9:30~16:30 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 10/12 (水) | <input checked="" type="checkbox"/> 神戸市 | (一社)兵庫労働基準連合会 会議室 (28-1-3) <input checked="" type="checkbox"/> | 9:30~16:30 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 10/20 (木) | <input checked="" type="checkbox"/> 姫路市 | 姫路建設会館 (28-1-4) <input checked="" type="checkbox"/> | 9:30~16:30 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 11/14 (月) | <input checked="" type="checkbox"/> 神戸市 | (一社)兵庫労働基準連合会 会議室 (28-2-1) <input checked="" type="checkbox"/> | 13:00~16:30 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 11/18 (金) | <input checked="" type="checkbox"/> 姫路市 | 姫路建設会館 (28-2-2) <input checked="" type="checkbox"/> | 13:00~16:30 | |
| 奈良県 | <input checked="" type="checkbox"/> 9/26 (月) | <input checked="" type="checkbox"/> 奈良市 | 奈良県電気工事工業組合 (29-1-1) <input checked="" type="checkbox"/> | 9:15~16:45 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 11/22 (火) | <input checked="" type="checkbox"/> 奈良市 | 奈良県電気工事工業組合 (29-1-2) <input checked="" type="checkbox"/> | 9:15~16:45 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 12/6 (火) | <input checked="" type="checkbox"/> 大和高田市 | エルトピア中和 (29-1-3) <input checked="" type="checkbox"/> | 9:15~16:45 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 1/26 (木) | <input checked="" type="checkbox"/> 奈良市 | 奈良県電気工事工業組合 (29-2-1) <input checked="" type="checkbox"/> | 13:00~16:30 |
| 和歌山県 | <input checked="" type="checkbox"/> 9/6 (火) | <input checked="" type="checkbox"/> 和歌山市 | 和歌山地域地場産業振興センター (30-1-1) <input checked="" type="checkbox"/> | 9:00~16:00 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 11/22 (火) | <input checked="" type="checkbox"/> 田辺市 | 和歌山県立 情報交流センターBig・U (30-1-2) <input checked="" type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> 9:30~16:30 |
| | 開催予定 | <input checked="" type="checkbox"/> | 調整中 | 調整中 |

| | | | | | | |
|--|----------|---|------------|-----------|----|-----|
| 氏名 (修了証記載) (必須) | フリガナ | | | | | |
| 生年月日 (修了証記載) (必須) | 西暦 | 年 | 月 | 日 | 性別 | 男・女 |
| 勤務先 事業所名 (修了証記載) (必須) | | | | | | |
| 所属部署 (必須) | | | | 役職 | | |
| 勤務先住所 (必須) | □□□-□□□□ | | | | | |
| 電話番号 (必須) | () | | FAX | () | | |

※記載された内容については、厳重に管理し、内容確認、各種講習会等に関する情報提供のみに使用し、上記以外の目的で使用いたしません。
 ※お申込み後、受講票(葉書)がおおむね一週間以上届かない場合は、お手数ですがご連絡願います。
 ※キャンセルは原則として一週間前までにご連絡ください。(連絡先:03-3918-5517)

【お問い合わせ先】

(株)労働調査会 雇用管理研修事業部 〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 TEL:03-3918-5517 FAX:03-3915-7033

(2016.8)

建設業の皆さまへ

若者にとって 魅力ある 職場を つくるために!



雇用管理研修

若者の職場定着に悩みを抱える雇用管理責任者等のための研修

「コミュニケーションスキル等向上コース」 のご案内

厚生労働省委託事業「建設労働者雇用支援事業」では、従来から実施していた「雇用管理研修」（基礎講習）に加えて、平成 28 年度から新たに「コミュニケーションスキル等向上コース」がスタートします。

この研修は、高齢化により年齢差が拡大し相談しやすい若手先輩職員が少ない建設業の職場で、若年労働者と熟練労働者が円滑なコミュニケーションを取りながら働くことのできる環境づくりの手法や、技術や技能を習得する前に離職する若者の多い建設業の職場におけるモチベーション維持向上の手法を学ぶことを目的としています。

研修の内容は、下記のカリキュラムのとおりですが、ベテランと若手が実際に職場で言葉を交わす場面を設定して、グループワークやケーススタディを通じて、コミュニケーションスキルを向上させる手法を身につけていただきます。

開催情報と受講申込は、「平成 28 年度 建設労働者雇用支援事業」の特設ホームページ (<http://koyoukanri.chosakai.ne.jp/>) をご覧ください。

<カリキュラム>

1. 講義「建設業における若年者の就業状況と課題～建設業の管理・監督者の役割～」
2. グループワーク「上司との間での“イヤな思い”の体験」
3. ケーススタディⅠ「ある上司の指示」
4. ケーススタディⅡ「ある上司の部下へのミスへの対応」
5. ケーススタディⅢ「上司からの依頼」
6. まとめ「ケースから学ぶこと、現場での活かし方」

※カリキュラムは変更の可能性があります。

対象者：

雇用管理責任者、職長など若手を指導する立場にある方

主催：

(株)労働調査会（雇用管理研修事業部）
TEL:03-3918-5517
(E-mail:koyoukanri2@chosakai.co.jp)

※この研修は厚生労働省「建設労働者確保育成助成金」の対象となります。

人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業 実践コース(建設分野)

資料2-6

建設分野における就業者は、全産業を大幅に上回るペースで高齢化が進行しており、将来的な技能労働者の不足が強く懸念されている。

こうした状況の中、労働者の募集と職場定着を促進するためには、事業主自身による職場自体の魅力UP(=「雇用管理改善(※)」)を図っていく必要があることから、雇用管理制度を通じた「魅力ある職場づくり」の必要性やメリット等について広く普及・啓発するとともに、その具体的な取組を促進する。

(※) 魅力ある職場づくりのために、人事考課・評価制度や賃金体系制度、諸手当制度のほか、段階的な研修体系制度、健康づくり制度、福利厚生制度などを導入すること。

厚生労働省

連携

事業の協力依頼 (国土交通省地方整備局等の窓口を通じた企業への周知など)

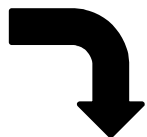
国土交通省
全国団体

事業の周知



労働局

雇用管理改善事業
の委託



委託先



社団、NPO、訓練法人
株式会社等



コーディネーター

+



雇用管理
アドバイザー※

※社会保険労務士や中小企業診断士、
企業労務経験のある者等を委嘱

注)委託先が業界団体以外の場合は、
業界団体と連携して事業を実施。

③相談・支援を行った結果、雇用管理制度を新たに導入する
場合に、職場定着支援助成金及び建設労働者確保育成助
成金等の対象となる場合あり

【事業内容】



①推進委員会による事業の企画立案や
実施計画の策定・進捗管理、報告書
の取りまとめ等



②リーフレット配布による普及・啓発や
雇用管理改善啓発セミナー開催

③事業主に対する雇用管理改善に関する
相談・支援(コンサルティング)



企業訪問

※ 各県10~20社以上の企業で雇用管理
制度の導入を目指す



B事業所



C事業所



④魅力ある職場づくり実践セミナー開催に
よる雇用管理改善事例の周知・啓発



⑤報告書の作成

労働者が安心して生活できる労働環境のための雇用管理改善
制度の導入と業界全体で「魅力ある職場づくり」の底上げ

働きがい・働きやすさ・定着率の向上